

(案)

## 平成25年度自治大学校特別研修(修士課程連携特別研修)について

### 1 趣 旨

自治大学校特別研修は、自治大学校の第1部課程の履修及び各研修課程の講義の一部の聴講と併せて、政策研究大学院大学又は一橋大学国際・公共政策大学院の修士課程における学業を通じ、実践的で高度な政策形成能力及び行政管理能力の向上を図り、もって地方公共団体における将来の幹部職員の養成に資することを目的としています。

具体的には、特別研修を受ける者（特別研修生）は、1年間、自治大学校に在籍していただくこととなりますが、このうち、年度前半は政策研究大学院大学又は一橋大学国際・公共政策大学院の修士課程を受講し、年度後半は自治大学校の第1部課程を研修しながら、政策研究大学院大学又は一橋大学国際・公共政策大学院の修士課程学位取得を目指すこととなります。

### 2 特別研修生の選考基準

特別研修を受ける者（以下「特別研修生」といいます。）の選考の基準は、勤務成績が特に優秀であり、幹部要員として高度の研修を受けるにふさわしい職員であることとしています。基本的に、第1部課程の選考基準と同様です。ただし、政策研究大学院大学又は一橋大学国際・公共政策大学院の修士課程の第1次審査及び第2次審査に合格した者としします。

### 3 特別研修生の派遣期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

### 4 特別研修の実施方法

- (1) 特別研修生は、政策研究大学院大学又は一橋大学国際・公共政策大学院の定めるところにより審査<sup>(注)</sup>を受けていただきます。

(注) 一橋大学国際・公共政策大学院では小論文があります。

- (2) 自治大学校では、第1部課程の受講課目(約450時限予定)について、それぞれの大学院の科目と自治大学校の課目とが同等を認められる課目

及び演習の受講を免除します。これにより、自治大学校における受講課目の一定の時限数を免除することにより、研修生の負担の軽減を図ることとしています。

## 5 受け入れの条件（宿舎及び経費等）について

### （１） 年度前半の宿舎について

年度前半の第１部課程研修期間以外の期間については、希望に応じて自治大学校の寄宿舍を用意します。この経費については、第１部課程の寄宿舍管理運営経費のみ納めていただきます。

### （２） 年度後半の宿舎について

年度後半の第１部課程の研修期間中については、原則として自治大学校の寄宿舍に入居することとなります。経費については、第１部課程に要する経費１期分全てを納めていただきます。

## 6 その他

なお、各大学院の出願等に係る諸手続については、特別研修生及び派遣団体において、直接各大学院に対して実施していただきます。